

2020年5月28日

逗子市

## 逗子市新型コロナウイルス対策本部会議

5月27日に決定した逗子市の取組方針について

### ●緊急事態宣言の解除を受けての対応

神奈川県に発令されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月25日に解除されたことを受けて、5月27日に市の取組方針を決定しました。

- ・公共施設については、原則として6月1日から開館し、利用定員のある施設については50%程度で開始するなど、段階的に利用を拡大していく。
- ・逗子文化プラザホールと高齢者センターは、その施設の性質に鑑み、6月30日まで臨時休館とする

逗子市内公共施設等の運営状況は別添の資料のとおりです（今後の状況によって変更となる場合があります）。

### 【付属資料】

資料1 逗子市内公共施設等の運営状況

本件送信元

経営企画部企画課広聴広報係 仁科・西

電話：046-873-1111 内線310、316

逗子市新型コロナウイルス対策本部会議については

経営企画部防災安全課 島貫・佐藤

電話：046-873-1111 内線307、333

各施設の運営状況については各問い合わせ先まで